

町田市告示第 149 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026年 7月 14日

町田市長

稲垣 康治

揭示期限: 7月 28日

2026年6月30日職権消除者一覧

No.	住所	氏名	生年月日	性別
1	町田市藤の台1丁目1番13-107号	齊藤 明嗣	昭和39年1月17日	男

公示送達書

町田市告示第 **150** 号
2026年7月14日

町田市長 稲垣 康 治

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、下記の者に係る次の書類を公示送達します。
これらの書類は、財務部納税課が保管しており、送達を受けるべき者には、いつでも交付します。

氏 名	住 所	送達する書類名	摘 要
CHANG CHING WEN	台湾(市内最終住所:東京都町田市小山町3725番地 ハイツTOSHI 202)	令和8年(2026年)6月19日付 LV26—101118号 差押調書(謄本) 壱通	
	以下余白		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限 7月28日

町田市告示第 151 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026年7月14日

東京都町田市長 稲垣 康治

掲示期限：7月28日

2026年6月30日職権消除者一覧

No.	住所	氏名	生年月日	性別
1	東京都町田市 南町田3丁目8番2号	齊藤 勇	昭和60年2月28日	男
2	東京都町田市 南つくし野4丁目18番地4 細野ビル 102	藤森 務	昭和44年12月6日	男

公 示 送 達 書

町田市告示第 **152** 号
2 0 2 6 年 7 月 1 4 日

町田市長 稲垣 康治

町田市国民健康保険税納税通知書等における別紙納税義務者は、その住所等が不明のため送達が不可能ですので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）第39条において準用する町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）第6条の規定に基づき公示送達します。

これらの書類は、いきいき生活部保険年金課で保管しておりますから、送達を受けるべき者には、いつでも交付いたします。

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限：7月28日

No.	年 度 通知書番号	住所または所在地／氏名または名称
1	令和8年度 000800060630	東京都町田市相原町452番地3 フレグランス坂下B 203 WU JIAXUAN
2	令和8年度 000800061300	東京都町田市原町田2丁目15番3号 エステート中島 201 張 懋源
3	令和8年度 000800072026	東京都町田市玉川学園8丁目7番7号 玉川学園ガーデンハウス B-107 鎌倉 鉄也
4	令和8年度 000800077095	東京都町田市中町2丁目19番1-703号 蔣 可盈
5	令和8年度 000800079560	東京都町田市南大谷2丁目2番9号 ラインハイム町田 201 SAYFULLAEV DIYORJON BAKHODIR UGLI
6	令和8年度 000800096103	東京都町田市山崎町2200番地 山崎団地4-12-503 LOU CHEN
7	令和8年度 000800101204	東京都町田市原町田5丁目8番10号 レオパレスシェル都 408 田中 光
8	令和8年度 000800114594	東京都町田市相原町905番地4 ベルコートマチダ 201 HU RAN
9	令和8年度 000800132363	東京都町田市高ヶ坂3丁目35番A5-32号 NGUYEN THI NGOC LINH
10	令和8年度 000800139091	東京都町田市南成瀬3丁目1番地14 メゾンファミリー成瀬 102 LALL DIVYANSH NANDAN
11	令和8年度 000800139104	東京都町田市南成瀬3丁目1番地14 メゾンファミリー成瀬 102 PATEL VIDHI P
12	令和8年度 000800146585	東京都町田市原町田4丁目20番17号 シーフォルム町田 101 WANG RUOYAO
13	令和8年度 000800146861	東京都町田市原町田2丁目21番24-103号 LI XUXIANG
14	令和8年度 000800153018	東京都町田市原町田2丁目7番17-801号 XIONG HAOCHENG
15	令和8年度 000800429561	東京都町田市原町田5丁目3番5号 リシェール町田 518 SONG JEONGHUN
16	令和8年度 000800459451	東京都町田市能ヶ谷7丁目5番10号 エステートピース 202 WU WENXI
17	令和8年度 000800460131	東京都町田市大蔵町192番地5 ドリームハウス鶴川 201 GAO YAO
18	令和8年度 000800466491	東京都町田市原町田5丁目1番6-202号 LAGREOU PAUL LOUIS ALEXANDRE
19	令和8年度 000800469376	東京都町田市原町田4丁目24番27号 ラ・フルール芹ヶ谷 101 LI YIHONG
20	令和8年度 000800472920	東京都町田市玉川学園5丁目19番7号 何 方

No.	年 度 通知書番号	住所または所在地／氏名または名称
21	令和8年度 000800485533	東京都町田市木曽西4丁目20番34号 小野 美佐男
22	令和8年度 000800461448	中国 云 文静
23	令和8年度 000800059453	中国 KONG FANYI
24	令和8年度 000800422612	中国 ZHU YIQING
25	令和8年度 000800072158	インドネシア AZZAHRAH PHILOSOPHIA MANDIRA TRI HARTONO
26	令和8年度 000800460808	オーストラリア 中原 亜守理
27	令和8年度 000800131928	フランス COINTRELLE LILIAN JEAN GERARD RO BERT JACQUES
28	令和8年度 000800111684	中国 WANG XIN
29	令和8年度 000800465338	中国 楊 子穎
30	令和8年度 000800077923	フランス 久保田 リリ子
31	令和7年度 000700450970	神奈川県相模原市中央区横山台1丁目46番6号 さがみはら悠生苑 鈴木 明照
32	令和8年度 000800148278	インド PRADEEP SINGH
33	令和8年度 000800158877	キルギス KACHKANAKOV MARS
34	令和8年度 000800105021	ベトナム PHAM BA TRIEU
35	令和8年度 000800159962	ベトナム NGUYEN NHU QUYNH
36	令和8年度 000800049199	モンゴル DAVAADORJ AMINAA
37	令和8年度 000800078814	中国 DENG CHENZHUO
38	令和8年度 000800090318	中国 SIU CHI MING ANTHONY
39	令和8年度 000800137365	米国 BULLOCK BRENDAN ROBERT

別紙

送達する書類名 国民健康保険税 納税(更正)通知書

[illegible]

町田市告示第 **153** 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙の者の住民票を職権消除したので、同条第4項後段の規定により告示する。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2026年7月14日

東京都町田市長 稲垣 康治

揭示期限: 7月28日

2026 年 6 月 30 日 職権消除者一覧

No.	住所	氏名	生年月日	性別
1	上小山田町 476番地6	高橋 寿昌	昭和59年12月28日	男
2	忠生2丁目3番地1 ビッグフォレスト町田 207	住井 玲	昭和53年12月18日	男